

未成年者(18歳未満)のご受診について

当院では未成年者(18歳未満)が外来を受診される際には、保護者または委任を受けた成人の親族、法律上の代理人、付き添い者として病院が認めた方などの付添いをお願いしております。

ただし、中学卒業後の15歳から成人になるまでの方で、働いており被保険者の保険証をお持ちの方は除きます。

【付添いが必要な理由】

- ・疾病の状態、病歴、治療中の病気や服用している薬の有無
- ・内容、各種のアレルギー等、必要な医療情報を的確に確認する必要
- ・避けられないリスクが伴う処置や処方副作用等への理解と適切な判断を仰ぐ必要
- ・診療の方針を決定する際、保護者の方の判断や同意が必要

なお、緊急時(その場で適切な処置を行わないと重大な後遺症や生命の危険があると担当医が判断するとき)はご承諾なしに診断、治療を開始いたします。

※中学生以下の方は必ず保護者の同伴が必要です。

やむを得ず保護者の方が同伴できない場合には、電話にて「診療の確認」、「説明や同意」をお願いすることがありますので必ずご連絡が取れるようにご配慮ください。

ご連絡が取れない場合や診療の内容によりましては、担当医の判断により後日改めて同伴でご来院していただく場合があります。

ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、安全・安心な医療提供の取組のため、ご理解ご協力のほどお願いいたします。